



運動公園交番だより



令和 6 年 5 月号
宇都宮南警察署
運動公園交番
TEL ☎028-658-6177

自転車の安全で適正な利用について



～ 自転車に乗るときは

ヘルメットをかぶろう～

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約半数は、頭部に**致命傷**を負っています。自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。



自転車運転者講習
の対象となる
危険行為16類型

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に**危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）**と、自転車運転者講習の対象となります。

講習の対象となり受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。
自転車を運転する際は、ルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

悪質商法や詐欺商法に注意！

悪質商法の手口を知り、被害に遭わないようにしましょう。
屋根修繕業者を装う訪問販売に注意！

突然事業者が訪問し、

▼ 近くで工事をしていたら、お宅の屋根が浮いているのが見えた。

▼ このままでは雨漏りする。早く直した方がいい。

等と偽りの情報を用いて、居住者の不安を煽って屋根の修繕契約を締結させる事案が発生しています。

☆不審に思ったらすぐに相談してください☆

（警察署や消費生活センターに相談を！！）
警察安全相談電話は「#9110」

